

富士山後世継承事業費補助金の概要

1 対象事業

富士山五合目よりも上方で実施する富士山の環境保全、登山者の安全対策、富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に資する事業。

2 対象者

区分	対象
市町	富士市、富士宮市、裾野市、御殿場市、小山町
民間事業者	山小屋、山小屋組合 等
行政関係団体	富士山をいつまでも美しくする会、富士山ネットワーク会議
非営利団体	県内に事務所の主たる所在地がある認定特定非営利活動法人 ※申請年度の3年以上前から富士山五合目よりも上方において、富士山の環境保全、登山者の安全対策、富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に資する事業を実施していること

3 補助の対象及び補助率

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
1 トイレの整備	トイレの整備に要する経費	補助対象経費の5分の4以内
2 救護所の運営	救護所の運営に要する経費 ※平成26年度において、富士山衛生センター運営事業費補助金の補助対象となっていた事業については、開設期間が26日日以降に係る経費に限る。	補助対象経費の10分の10以内
3 上記以外の事業	報酬、賃金（正社員又は常勤職員に係る賃金を除く。）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費その他知事が認める経費	補助対象経費の10分の10以内。 ※自己の財産形成に資する事業については、2分の1以内

※補助対象経費は当該事業に要する経費から国、地方公共団体及び民間団体等からの補助金又は交付金等を控除した額。

※算出した額に千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。

※補助上限額は1事業あたり1,000万円以内、補助下限額は1事業あたり30万円